

令和6年2月8日（木）
午前10時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

追加議案書

傍聴人
閲覧用

退席時はご返却願います。

議決事項

議案第 6 号 寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

秋元教育長職務代理者

議案第 6 号

寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立図書館規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 8 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

図書館情報システムの更新に伴い、利用カードの提示に代わる方法を新たに追加するため。

寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則

寝屋川市立図書館規則（昭和52年寝屋川市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「。第14条において同じ」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる者であつて、利用カード（資料の個人貸出しに係る利用カードに限る。以下この節（第9条第6項を除く。）において同じ。）の交付を現に受けているものでなければ、資料の個人貸出し（電子書籍の利用を含む。）を受けることができない。

第9条の見出しを「（貸出しの手続及び利用カードの交付の手続等）」に改め、同条第1項中「提示しなければならない」を「提示し、又は利用カードの提示に代わる方法として館長の定める方法による手続を行わなければならない」に、「利用カードを用いて」を「、利用カードを用いて又は館長の定める方法による手続を行って」に改め、同条第5項中「資料の個人貸出しに係る」を削り、同条第6項中「第1項の利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる）」を「利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる、資料の個人貸出しに係る）」に改め、「利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる利用カードに限る。次条第1項において同じ。）を」を「利用カードを」に改める。

第10条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第14条中「個人貸出し」の次に「（電子書籍の利用を含む。）」を加える。

第17条に次の1項を加える。

2 前項に規定する団体であつて、利用カード（資料の団体貸出しに係る利用カードに限る。以下この節において同じ。）の交付を受けたものでなければ、資料の団体貸出しを受けることができない。

第18条第1項中「提出しなければならない」を「提示しなければならない」に改め、同条第2項中「団体貸出しに係る」を削り、同条第4項中「第8条」を「第8条第1項」に、「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第22条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項において準用する第8条第1項各号に掲げる者であつて、利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる、資料の個人貸出しに係る利用カードに限る。）の交付を受けたものでなければ、資料の移動図書館貸出しを受けることができない。

第22条の2第4項を削る。

附則第3項中「第8条」を「第8条第1項」に、「同条」を「第3章第1節の規定」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

寝屋川市立図書館規則

No.1

改 正 案	現 行
(個人貸出し) 第8条 資料の個人貸出し（電子書籍の利用を含む_____。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めた者については、この限りでない。 (1) 寝屋川市の区域内に住所を有する者 (2) 寝屋川市の区域内の会社、事業所等に勤務する者 (3) 寝屋川市の区域内の学校に通学する者 2 前項各号に掲げる者であって、利用カード（資料の個人貸出しに係る利用カードに限る。以下この節（第9条第6項を除く。）において同じ。）の交付を現に受けているものでなければ、資料の個人貸出し（電子書籍の利用を含む。）を受けることができない。	(個人貸出し) 第8条 資料の個人貸出し（電子書籍の利用を含む。 <u>第14条において同じ。</u> ）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めた者については、この限りでない。 (1) 寝屋川市の区域内に住所を有する者 (2) 寝屋川市の区域内の会社、事業所等に勤務する者 (3) 寝屋川市の区域内の学校に通学する者
(貸出しの手続及び利用カードの交付の手続等) 第9条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、館長の定めるところにより、利用カードを提示し、又は利用カードの提示に代わる方法として館長の定める方法による手続を行わなければならない。ただし、館内に設置した資料の自動貸出機により、利用カードを用いて又は館長の定める方法による手続を行って資料の個人貸出しを受ける場合は、この限りでない。	(利用カード) 第9条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、館長の定めるところにより、利用カードを提示しなければならない_____。ただし、館内に設置した資料の自動貸出機により利用カードを用いて_____資料の個人貸出しを受ける場合は、この限りでない。
2～4 (略)	2～4 (略)

改正案	現行
5 利用カードの種類は、館内における個人貸出しの際に用いる利用カード及び前条に規定する資料の受渡しの際に用いる利用カードとする。	5 資料の個人貸出しに係る利用カードの種類は、館内における個人貸出しの際に用いる利用カード及び前条に規定する資料の受渡しの際に用いる利用カードとする。
6 利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる、資料の個人貸出しに係る利用カードに限る。次条第1項において同じ。）は、移動図書館貸出しの利用カードを兼ねるものとする。	6 第1項の利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる利用カードに限る。次条第1項において同じ。）は、移動図書館貸出しの利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる利用カードに限る。次条第1項において同じ。）を兼ねるものとする。
(利用カードの有効期間等)	(利用カードの有効期間等)
第10条 利用カードの有効期間は、その発行の日から第8条第1項に規定する資格を有しなくなるまでの間とする。	第10条 利用カードの有効期間は、その発行の日から第8条に規定する資格を有しなくなるまでの間とする。
2 (略) (貸出期間)	2 (略) (貸出期間)
第14条 資料の個人貸出し（電子書籍の利用を含む。）の期間は、3週間以内（電子書籍にあっては、2週間以内）とする。ただし、館長が必要があると認めたときは、この限りでない。	第14条 資料の個人貸出し の期間は、3週間以内（電子書籍にあっては、2週間以内）とする。ただし、館長が必要があると認めたときは、この限りでない。
(団体貸出し)	(団体貸出し)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 前項に規定する団体であって、利用カード（資料の団体貸出しに係る利用カードに限る。以下この節において同じ。）の交付を受けたものでなければ、資料の団体貸出しを受けることができない。	(貸出しの手続等)
(貸出しの手続等)	

改 正 案	現 行
第18条 資料の団体貸出しを受けようとする団体は、利用カードを係員に <u>提示しなければならない。</u>	第18条 資料の団体貸出しを受けようとする団体は、利用カードを係員に <u>提出しなければならない。</u>
2 利用カードの交付を受けようとする団体は、利用カード申込書（団体貸出し）に必要事項を記載して、団体利用計画書その他館長が定める書類を添え、係員に提出しなければならない。	2 団体貸出しに係る利用カードの交付を受けようとする団体は、利用カード申込書（団体貸出し）に必要事項を記載して、団体利用計画書その他館長が定める書類を添え、係員に提出しなければならない。
3 (略)	3 (略)
4 団体貸出しについては、第9条第3項及び第4項、第10条から第13条まで並びに第16条の規定を準用する。この場合において、第9条第4項中「利用カード申込書の記載事項」とあるのは「利用カード申込書又は団体利用計画書の記載事項」と、第10条第1項及び第2項中「 <u>第8条第1項</u> 」とあるのは「 <u>第17条第1項</u> 」と読み替えるものとする。	4 団体貸出しについては、第9条第3項及び第4項、第10条から第13条まで並びに第16条の規定を準用する。この場合において、第9条第4項中「利用カード申込書の記載事項」とあるのは「利用カード申込書又は団体利用計画書の記載事項」と、第10条第1項及び第2項中「 <u>第8条</u> 」とあるのは「 <u>第17条</u> 」と読み替えるものとする。
(移動図書館貸出し)	(移動図書館貸出し)
第22条 資料の移動図書館貸出しを受けることができる資格については、 <u>第8条第1項</u> の規定を準用する。	第22条 資料の移動図書館貸出しを受けることができる資格については、 <u>第8条</u> の規定を準用する。
2 前項において準用する第8条第1項各号に掲げる者であつて、利用カード（館内における個人貸出しの際に用いる、資料の個人貸出しに係る利用カードに限る。）の交付を受けたものでなければ、資料の移動図書館貸出しを受けることができない。	
(貸出しの手続等)	(貸出しの手続等)
第22条の2 (略)	第22条の2 (略)

改 正 案	現 行
<p>2・3 (略)</p> <p>附 則 (北河内各市民の特例)</p> <p>3 資料の個人貸出し（館内における個人貸出しに限る。）については、<u>第8条第1項</u>中「寝屋川市の区域内」とあるのは「寝屋川市、守口市、枚方市、大東市、門真市、四條畷市及び交野市の区域内」と読み替えて<u>第3章第1節の規定</u>を適用するものとする。</p> <p>附 則 この規則は、令和6年3月1日から施行する。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項において準用する第9条第1項の利用カードは、個人貸出しの利用カードを兼ねるものとする。</u></p> <p>附 則 (北河内各市民の特例)</p> <p>3 資料の個人貸出し（館内における個人貸出しに限る。）については、<u>第8条</u>中「寝屋川市の区域内」とあるのは「寝屋川市、守口市、枚方市、大東市、門真市、四條畷市及び交野市の区域内」と読み替えて<u>同条</u>を適用するものとする。</p>